別記第33号様式

年　　月　　日

和歌山県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

誓　　約　　書

　申請者及び役員等が以下の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。なお、申請者及び役員等の氏名、読み仮名、生年月日、性別及び住所については、別紙「役員の略歴書（別記第31号様式）」に記載するとおりです。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

三　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第５０条第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者

四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

五　和歌山県暴力団排除条例（平成23年3月16日条例第23号）第１５条に規定する行為を行った又は行っている者

六　債権の取立てに当たり、賃金業法（昭和58年法律第32号）第２１条第１項（同法第２４条第２項、第２４条の２第２項、第２４条の３第２項、第２４条の４第２項、第２４条の５第２項及び第２４条の６において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

　七　精神の機能の障害により居住支援法人の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

八　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が一から七までのいずれかに該当するもの

九　暴力団員等がその事業活動を支配する者